

吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療的ケアを要する障がい者（以下「医療的ケア者」という。）の受入れを行う事業者に対し、予算の範囲内において、医療的ケア者受入れ促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において医療的ケア者とは、別表1による医療的ケアのいずれかを必要とする者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であり、法第5条第7項に規定する生活介護を行う市内の事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 医療的ケア者の受入れ
- (2) 受入れた医療的ケア者に対するリハビリテーション支援の実施
- (3) 受入れた医療的ケア者に対する入浴支援の実施
- (4) 医療的ケア者の受入れのための備品の購入等及び送迎用車両の購入又は借用（リース）

2 前項の規定については、法第19条第1項の規定により本市が介護給付費の支給決定をした医療的ケア者の受入れを行った事業に限る。

3 第1項の規定については、交付決定を受けた年度内に完了する事業に限る。ただし、医療的ケア者の受入れのために送迎用車両の借用（リース）を行う事業については、この限りではない。

(補助種別等)

第5条 補助種別、補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について、他の補助金等の交付を受け、又は受けると見込まれる場合には、補助対象としない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 別表2における備品購入費補助にあつては、交付申請前に次に掲げる書類を添えて事前協議を行わなければならない。

（1）備品又は送迎用車両の購入に係る見積書（送迎用車両の借用の場合はリース見積書）

（2）受入れ予定の医療的ケア者の概要がわかるもの

（3）購入する備品又は送迎用車両（リース含む）のパンフレット

（4）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

（交付の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、市長が指定する期日までに、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付）

第9条 市長は、前条の請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（変更交付の申請等）

第10条 補助決定者は、申請の内容を変更しようとするときは、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に当該変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合においては、第7条後段の規定を準用する。

(交付申請の取下げ)

第 11 条 補助決定者は、決定後の事情変更により申請を取下げようとするときは、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金交付申請取下げ書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助決定者は、当該年度の補助対象事業について、市長が指定する期日までに、吹田市医療的ケア者受入れ促進事業補助金実績報告書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 次条又は第 15 条後段の規定に違反したとき。

(3) 第 7 条後段の、交付の決定について付した条件に違反したとき。

(4) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第 14 条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後 10 年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１３日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年６月１日から施行し、令和６年４月１日以降の補助対象事業について適用する。

附 則

この要領は、令和６年９月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

医療的ケア

- (1) 人工呼吸器の管理
- (2) 気管切開の管理
- (3) 鼻咽頭エアウェイの管理
- (4) 酸素療法
- (5) 吸引 (口鼻腔・気管内吸引)
- (6) ネブライザーの管理
- (7) 経管栄養
- (8) 中心静脈カテーテルの管理
- (9) 皮下注射
- (10) 血糖測定
- (11) 継続的な透析
- (12) 導尿 (尿道留置カテーテル、尿路ストーマなど)
- (13) 排便管理 (消化管ストーマ、浣腸など)
- (14) 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

別表 2（第 5 条関係）

補助種別	補助区分	補助要件	補助額
受入れ促進等補助	受入れ促進	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）別表第 6 の 3 の 2 に規定する常勤看護職員等配置加算を取得し、かつ常勤換算方法で 2 人以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下の補助区分においても同じ。）を配置すること。	受入れた医療的ケア者の医療的ケア判定スコア（以下「スコア」という。）に応じた下記の単価に通所日数を乗じた額 区分 3（スコア 32 点以上）1 人 11,000 円／日 区分 2（スコア 16 点以上）1 人 9,000 円／日 区分 1（スコア 3 点以上）1 人 6,000 円／日
	リハビリ支援	常勤看護職員等配置加算を取得し、常勤換算方法で 2 人以上の看護職員を配置しており、かつ報酬告示別表第 6 の 8 に規定するリハビリテーション加算の適用を受け、受入れた医療的ケア者に対してリハビリテーション支援を実施すること。	下記の単価にリハビリテーション支援の実施日数を乗じた額 1 人 1,000 円／日
	入浴支援	常勤看護職員等配置加算を取得し、常勤換算方法で 2 人以上の看護職員を配置しており、かつ受入れた医療的ケア者に対して施設内での入浴支援を実施すること。	入浴支援を実施した医療的ケア者のスコアに応じた下記の単価に入浴支援の実施日数を乗じた額 区分 3（スコア 32 点以上）1 人 3,200 円／日 区分 2（スコア 16 点以上）1 人 2,200 円／日

			円／日 区分 1(スコア 3 点以上) 1 人 1,200 円／日
備品購入 費補助	-	常勤看護職員等配置加算を取 得し、かつ医療的ケア者を受 入れるために必要となる備品 の購入等及び送迎用車両の購 入又は借用（リース）をする こと。	(1)対象経費 ア 医療的ケア者の受け入れに係 る備品（介護ベッド、移乗用リフ ト、パルスオキシメーター等）の 購入、設置又は改修にかかる費用 イ 送迎用車両の購入費用（車両本 体、附属機器、車椅子乗降のため の改修費、取得に係る諸経費等） 又は借用（リース）費用 (2)補助上限額 3,200,000 円 (3)補助金額 補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた 額又は補助上限額のいずれか少ない 額

備考

- 1 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 備品購入費補助について、過去 5 年間に本補助金の当該補助種別又は吹田市通所型障害福祉サービス送迎車両購入事業補助金の交付実績がある場合は補助対象としない。